

# 通学路の安全確保に向けた行政・学校・地域の 連携と協働の推進

「通学路の交通安全対策ハンドブック」の開発と  
「統合型GIS」の活用を通して

学籍番号	229125
氏名	三木 大輔
主指導教員	森田 英嗣
副指導教員	餅木 哲郎

## 1. はじめに

文部科学省(2022)「第3次学校安全の推進に関する計画」では、推進方策の「2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進」(p.9)において、「通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化」(p.10)が示されており、堺市教育委員会では、「通学路の安全確保への取組」として、学校と地域、教育委員会、道路管理者、警察が連携・協働して、安全で安心して毎日、児童生徒が登下校できる通学路の整備に取り組んでいる。

## 2. 研究の背景と目的

令和3年6月28日、千葉県八街市で下校中の児童の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷する悲惨な事故が発生し、この事故を受け、通学路の合同点検を令和3年8月末から11月初旬までかけて行った。この間、学校施設外でかつ教職員の勤務時間外における児童の安全までいかに学校が担うのかという校長の苦悩や地域自治会における自治会員の高齢化、担い手不足から見守り活動が負担になってきているとの声を聞くことになる。

「通学路の安全確保への取組」において、子どもの安全のために関係者のできることを整理し、その連携と協働の中心的役割を担うのが教育委員会であることから、本研究の目的を、関係者の持つ情報や知識、技術を共有し活用することで、通学路の安全確保における道路構造上の課題や交通状況の課題等を克服するための新たな知恵を創造しながら、子どもたちの安全で安心な通学路の環境を整えるための関係者との連携と協働の強固な関係構築とした。

## 3. 方法論と探究の方法

本研究は、研究者と研究対象の間に明確な一線が引けず、研究の対象となる学校や地域自治会、教育委員会、道路管理者、警察の当事者が互いに関係し合い、一緒に取組を推進するという連携・協働における研究となることから、取組の改革や改善をめざす当事者と研究者の協働実践的な研究である「アクションリサーチ」の理論を基に研究を進めることとした。

本研究のめざす「行政と学校と地域の迅速な連携と組織的な協働を通して通学路の安全確保に一致団結して取り組む」関係者の姿に向かって、アクションリサーチの理論を基に、具体的なアクションである「通学路の交通安全対策ハンドブック」の開発と「統合型GIS」を活用した庁内連携、さらには「LINEを活用した通学路の環境整備」の取組について探求を深めていく。

#### 4. 「通学路の交通安全対策ハンドブック」の開発

児童生徒の安全で安心な通学路の環境を整えるために、学校とPTA、地域自治会、教育委員会、道路管理者、警察等の間で、登下校の安全に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、通学路の安全を確保する組織的な活動が重要であることから、通学路の安全確保への判断や行動の拠りどころとなる資料「通学路の交通安全対策ハンドブック」を開発することにした。これについては、開発のねらいである「通学路の安全確保における学校と地域との情報共有」に有用であったのかを、令和5年7月に学校長へのアンケート調査にて確認している。調査結果から「ハンドブック」の周知は一定うまくいったと言えるが、内容の理解をどう深めていくかという課題にも直面した。今後、「ハンドブック」を活用しながら、「通学路の安全確保への取組」の確かな理解につながるアクションを模索していく。

#### 5. 「統合型GIS」を活用した連携と協働

GISとは、位置に関する様々な情報を持ったデータを電子的な地図上で扱う情報システム技術の総称であり、位置に関する複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、高度な分析や分析結果の共有・管理もしやすくなる。

堺市における「統合型GIS」は、基本地図にさまざまな情報レイヤーを重ね合わせることで、必要とする状況に合わせた情報を入手することができる有用なシステムといえる。道路管理者である建設局の中でも実務レベルとして道路整備を業務としている地域整備事務所（西部、南部、北部の3事務所）との情報共有は、「通学路の安全確保への取組」には必要不可欠なものであり、「統合型GIS」の実用の範囲はとて大きいものの、まずは、地域整備事務所との情報共有の手法として、その活用について研究を深めていく。

#### 6. LINEを活用した通学路の環境整備

「道路等通報システム」（堺市建設局LINE）とは、建設局が管理する道路や公園において舗装の亀裂や遊具の破損などを発見した際、LINEにより当該場所や画像の情報を手軽に通報してもらうことで、円滑な対応に繋げることを目的として、建設局が、令和2年9月に導入したシステムである。「道路等通報システム」を「通学路の安全確保への取組」に活用する教育委員会と建設局の部局横断の取組を「LINEを活用した通学路の環境整備」として、新たに取り組むことになった。この「LINEを活用した通学路の環境整備」の取組は、建設局との協議を経て、市長まで報告が上がり、令和5年4月より運用開始となった。

#### 7. まとめ

本研究では、「通学路の交通安全対策ハンドブック」を開発し、学校や地域自治会に提供することで、「通学路の安全確保への取組」を“可視化”し、学校や地域自治会、教育委員会、道路管理者の建設局、交通管理者の警察のそれぞれの役割を、まずは認識してもらうことにチャレンジしてきた。そして、「統合型GIS」を活用し、建設局との迅速な通学路にかかる情報の“共有化”を可能にし、また、本研究で築き上げてきた建設局との強固な協働の関係から「LINEを活用した通学路の環境整備」の取組という教育委員会と建設局の業務の“効率化”を実現することができた。

本研究におけるこれらのアクションは、「通学路の安全確保への取組」における関係者の連携と協働の体制を確認するだけにとどまらず、学校と地域、行政、警察等の横断的な関わりを可能とし、関係者の連携と協働の関係構築に向けた確かな土台を作り上げる実践であった。